

告示

埼玉県告示第八百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール蕨

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一号

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 平成十四年度に戸田市宅地開発等指導要綱（現・戸田市宅地開発事業等指導条例）の適合を受けて建築した案件であるため、緑地、駐車場等については原則として現状を維持するよう努めることを求めます。

(2) 建築物の増築等がある場合は、戸田市宅地開発事業等指導条例の適合が必要な場合がありますので、その際は都市整備部まちづくり推進課までお問合せ願います。

(3) 路上駐車等が発生しないよう、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。

(4) 右折入庫待ちによる混雑防止や道路上で車両等の滞留を防止するため、周辺道路の交通量の多寡に応じて、交通整理員を柔軟に配置するようお願いいたします。

(5) 放置自転車防止対策について、警備員等による見回りや注意喚起についてご配慮願います。

(6) 駐輪場には防犯カメラや盗難防止看板の設置をお願いします。また、ATM設置の場合は警備員の巡回を実施するようお願いいたします。

(7) 万引き対策として、万引きがしにくい環境づくりと店内放送の工夫をお願いします。

(8) 戸田市立戸田第一小学校及び戸田市立戸田中学校の学区内であるため、特に児童生徒の登下校の時間帯（七時三十分～八時三十分、十四時三十分～十五時三十分）については、安全確保にご配慮願います。

(9) 県の青少年健全育成条例において、午後十一時以降の青少年のみの深夜徘徊

徊を禁止していることから、午後十一時以降に営業時間が変更になった際は、青少年への退店の促しや入店制限、また、店舗前、イートインコーナー、駐車場等での青少年のたむろ等に対して、声掛けや青少年として不適切な行動があった場合の指導等の対策を講じるよう、ご配慮願います。

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年八月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター